

## 横浜市木造住宅耐震診断事業実施要綱

制 定 平成10年4月1日（局長決裁）  
最近改正 建建防第4831号 令和2年4月1日（局長決裁）

### （目的及び通則）

第1条 この要綱は、木造住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を実施する際に、市から横浜市木造住宅耐震診断士を派遣する事業について必要な事項を定め、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

2 本事業は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定に基づく横浜市耐震改修促進計画に基づくほか、この要綱に定めるところにより実施する。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 診断士 横浜市木造住宅耐震診断士認定要綱（平成7年10月11日制定・旧要綱名称「横浜市木造住宅耐震診断士設置要綱」、平成19年6月25日全部改正、以下同じ。）第7条第1項の規定に基づき認定したものをいう。
- (2) 自己所有かつ自己居住の住宅 所有者又は所有者の配偶者若しくは一親等の親族（以下「所有者等」という。が自己の居住の用に供する次のアからオの住宅（住戸が複数ある場合はすべての住戸を自己の居住の用に供する場合に限る。）をいう。
  - ア 一戸建ての住宅
  - イ 多世帯同居住宅
  - ウ 事務所及び店舗等の非住宅部分を所有者等が利用している併用住宅
  - エ 長屋
  - オ 共同住宅
- (3) 貸家・空家等 住宅の所有者等が自己の居住の用に供していないアからオの住宅（住戸が複数ある場合は、一つ以上の住戸を自己の居住の用に供していないものも含む。）又は事務所及び店舗等の非住宅部分を所有者等が利用していない併用住宅をいう。
  - ア 一戸建ての住宅
  - イ 多世帯同居住宅
  - ウ 事務所及び店舗等の非住宅部分を含む併用住宅
  - エ 長屋
  - オ 共同住宅
- (4) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（以下「建防協」という。）が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法により木造住宅の耐震性を判定することをいう。
- (5) 要安全確認計画記載建築物 建築物の敷地が耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定により横浜市耐震改修促進計画に記載された道路に接する、通行障害既存耐震不適格建築物のことをいう。

### （事業対象建築物）

第3条 事業の対象となる建築物は、次の各号に該当する自己所有かつ自己居住の住宅及び貸家・空家等とする。

- (1) 木造在来軸組構法で建築されたもの
  - (2) 2階以下のもの
  - (3) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工されたもの。(建築基準法施行前に着工されたものを含む。)ただし、昭和56年6月1日以降に増築工事に着工し、増築部分の延べ床面積が、既存部分の2分の1以内のものは対象とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物は対象としないこととする。ただし、当該建築物が要安全確認計画記載建築物に該当する場合、過去に建防協が定める「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」の「わが家の耐震診断表」により横浜市が診断を実施した建築物を事業の対象とすることとする。
- (1) 本要綱又は横浜市木造住宅耐震診断士認定要綱に基づく耐震診断を既に行なった建築物
  - (2) 過去に「横浜市木造住宅耐震改修促進事業実施要綱(平成18年7月31日廃止)」、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱(平成18年7月20日制定・まち住計第583号)」、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱(平成28年4月1日制定・建建防第5025号)」、「横浜市木造住宅一部耐震改修促進事業 計画承認要綱(平成26年3月31日廃止)」、「横浜市耐震診断義務付け対象建築物耐震改修等事業費補助金交付要領(平成25年11月25日制定・建建企第2235号)」又は「横浜市特定建築物耐震改修等補助事業制度要綱(平成30年4月1日制定・建建防第4091号)」に係る申請を行った際の当該申請に係る建築物
  - (3) 過去に横浜市、国又はその他地方公共団体等から補助金又は助成金等の交付を受けて耐震改修工事を実施した建築物
  - (4) 横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要領(平成26年6月13日制定・都防第210号)第3条に規定する当該事業の対象地域内の建築物

(事業内容)

第4条 市長は、前条に規定する住宅の所有者等に対し、当該住宅の耐震診断を実施するにあたり診断士の派遣を行うことができる。

- 2 自己所有かつ自己居住の住宅における前項にかかる費用については横浜市の負担とする。
- 3 貸家・空家等における第1項にかかる費用については、別表第1に定める額を当該住宅の所有者の負担とする。ただし、当該貸家・空家等が要安全確認計画記載建築物に該当する場合は、当該貸家・空家等における第1項にかかる費用については横浜市の負担とする。

(申込手続)

第5条 自己所有かつ自己居住の住宅(ただし、当該住宅に所有者が居住しておらず、所有者の配偶者又は一親等の親族が居住している住宅、長屋及び共同住宅を除く。)について、この要綱に規定する耐震診断を申し込む者は、次条に規定する同意事項に同意し、横浜市木造住宅耐震診断申込書(第1号様式)を、市長に提出しなければならない。

- 2 自己所有かつ自己居住の住宅のうち、当該住宅に所有者が居住しておらず、所有者の配偶者又は一親等の親族が居住している住宅、長屋及び共同住宅について、前条第1項に規定する耐震診断を申し込む者は、次条に規定する同意事項に同意し、横浜市木造住宅耐震診断申込書(貸家・空家・長

屋・共同住宅等) (第3号様式) に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 貸家・空家等について、前条第1項に規定する耐震診断を申し込む者は、次条に規定する同意事項に同意し、横浜市木造住宅耐震診断申込書(貸家・空家・長屋・共同住宅等) (第3号様式) に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の申込者は、所有者(当該住宅の所有者が複数いる場合には、そのうち1名)とする。ただし、所有者からの申込みが困難であると市長が認める場合はこの限りではない。
- 5 第2項の申込者は、自己の居住の用に供していない全ての住戸について、「居住している所有者等のうち1名」から同意を得るものとする。
- 6 第3項の申込者は、当該住宅の所有者(当該住宅の所有者が複数いる場合には、そのうち1名)とする。
- 7 第3項の申込者は、所有者が複数いる場合は、申込者以外の全ての所有者の同意を得るものとする。また、当該住宅に賃借人がいる場合は、全ての賃借人の同意を得るものとする。

(同意事項)

第6条 前条の規定により申込者が同意する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断に必要な診断士の住戸内の立入調査に協力すること。
  - (2) 耐震診断の実施にあたり、原則として立会いをすること。
  - (3) 耐震診断を実施する日時の調整に協力すること。
  - (4) 耐震診断の結果について、申込者以外の所有者、当該住宅の居住者及び賃借人に周知すること。
  - (5) 耐震診断の結果について、市長が必要に応じて申込者以外の所有者、当該住宅の居住者及び賃借人に対して通知することに異議を唱えないこと。
- 2 前条第5項及び第7項に規定する同意事項は、前項に掲げる(1)から(3)の事項とする。

(診断士の派遣の決定)

第7条 市長は、第5条に規定する診断申込書を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、診断士の派遣を決定したときは、診断士派遣通知書(第2号様式)をもって当該申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により診断士の派遣の決定を通知する場合において、必要があるときは当該診断士の派遣について条件を付すことができる。
- 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、診断士を派遣しないことを決定したときは、その理由をつけて、診断士派遣通知書(第2号様式)をもって当該申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による診断士派遣通知書(第2号様式)の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断の取りやめ)

第8条 耐震診断申込者は、事情により耐震診断を中止し、又は取りやめるときは、速やかに、市長にその旨を通知しなければならない。

(診断士の派遣の取消し)

第9条 市長は、診断士の派遣の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、診

断士の派遣を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により診断士の派遣の通知を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(診断結果の報告)

第10条 診断士は、耐震診断の結果を、木造住宅の耐震診断報告書をもって速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、診断士から提出された報告書の内容を確認し、当該申込者に対して通知するものとする。
- 3 市長は、耐震診断後に建物の所有者が変更された場合、新たな所有者に対して耐震診断報告書を再発行することができる。
- 4 市長は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の場合は、原則として横浜市木造住宅訪問相談事業実施要綱（平成20年8月26日制定・まち建企第1127号）に定める相談員を派遣し、当該申込者に対して耐震診断報告書の説明及び耐震改修等の実施にかかる相談、助言を行うこととする。

(診断費用の返還)

第11条 市長は、第9条の規定により診断士の派遣の通知を取り消した場合において、当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を定めて、その診断にかかる費用の返還を命じることができる。

(耐震診断申込者に対する指導)

第12条 市長は、耐震診断申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(診断士の報酬)

第13条 市長は、派遣した診断士に対し、1回につき別表第2に定める額に消費税等相当額を加えた額の報酬を支払うものとする。この場合、別表第2において、構造棟数とは、エキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接していて、耐震診断書の作成にあたり別棟扱いとなる棟数のことをいう。

(診断士の特例)

第14条 要安全確認計画記載建築物に該当する建築物に派遣する場合は、診断士のうち、耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当する建築士（建築士法第2条第1号に規定する建築士をいう。）に限る。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成15年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成18年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成19年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成25年11月25日から施行する。

(事業対象建築物の特例)

- 2 第3条第2項の規定に関わらず、当該建築物が要安全確認計画記載建築物に該当し、かつ、当該建築物等の所有者等が第10条第2項の規定による通知を平成28年12月31日までに受ける場合は、過去に建防協が定める「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」の「わが家の耐震診断表」により横浜市が診断を実施した建築物を事業の対象とする。

(事業内容の特例)

- 3 第4条第3項の規定に関わらず、当該貸家・空家等の敷地が耐震診断義務付け対象道路に接し、かつ、当該貸家・空家等の所有者等が第10条第2項の規定による通知を平成28年12月31日までに受ける場合は、当該貸家・空家等における第4条第1項にかかる費用については横浜市の負担とする。

(診断士の特例)

4 建築物が第2項に該当する場合は、第2条第1号に規定する診断士は、以下の全てに該当するものとする。

- (1) 横浜市木造住宅耐震診断士認定要綱第7条第1項の規定に基づき認定したもの
- (2) 耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当する建築士（建築士法第2条第1号に規定する建築士をいう。）

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成26年5月29日から施行する。
- 2 平成26年4月1日以降かつこの要綱の施行前に耐震診断を実施したものは、改正前の横浜市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成25年11月25日制定・建建企第2251号）第14条に基づく報酬金額の適用によらず、この要綱第14条に基づく報酬金額が適用されるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(事業対象建築物の特例)

- 2 平成27年6月30日までに第5条に規定する耐震診断の申込があった場合は、第3条第2項第3号の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第3項）

	診断士派遣にかかる費用負担
貸家・空家等	10,000円

別表第2（第13条）

耐震診断を実施した建築物の構造棟数が1棟かつ延べ面積が200㎡未満の場合	29,524円
耐震診断を実施した建築物の構造棟数が2棟以上又は延べ面積が200㎡以上の場合	43,810円
診断士の派遣後に、耐震診断を実施しようとする建築物が実施要綱第3条に規定する事業対象建築物にあてはまらないことが判明した場合	19,048円
診断士の派遣後に、申込者の不在等の理由より調査不可であることが判明した場合	8,571円

※ 別表第2において、構造棟数とは、エキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接していて、耐震診断書の作成にあたり別棟扱いとなる棟数のことをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成28年12月12日から施行する。
- 2 平成25年11月25日附則第2項から第4項の規定については、廃止するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日 建建防第4831号)

(施行期日)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

横浜市木造住宅耐震診断申込書

申込者	フリガナ						
	氏名						
	※所有者又は所有者の配偶者若しくは一親等の親族が居住している必要があります。						
	住所	〒	区				
	電話番号						
建物概要	形態	<input type="checkbox"/> 専用住宅(一戸建て) <input type="checkbox"/> 併用住宅(店舗・事務所) ※長屋など住戸が複数ある場合や、貸家・空家の場合は、 申込方法が異なりますので、お問い合わせください。					
	新築年次	明・大・昭	年	増築年次	明・大・昭	年	
	※対象住宅は昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工されたものです。						
	建築確認通知日・番号(新築時)	昭和	年	月	日	第	号
	延べ面積(1・2階合計)	m <sup>2</sup> (うち増築部分		m <sup>2</sup> )	図面の有無	有・無	
診断希望日	※ 申込日より2週間以上先の日程で設定してください。(土日祝日可)						
	第1希望	年	月	日	時頃		
	第2希望	年	月	日	時頃		



様

横浜市長

## 診断士派遣通知書

先にお申し込みをいただきました耐震診断士の派遣について、次のとおり通知いたします。

次の日程で耐震診断士を派遣いたします。

診 断 番 号	第 号
派 遣 日 時	年 月 日
	午 前 ・ 午 後 時から
診 断 士 氏 名	
居 住 区 分	

調査当日は、建築確認通知書や図面等を診断士にご提示のうえ、立会いをお願いいたします。

次の理由により耐震診断士の派遣はいたしません。

理 由	
-----	--

